学校教育の何がどう変わろうとしているのか

地方教育行政改革

理論的

青木 栄 東北大学教授 寿幸 神林 東北大学大学院生

長の位置づけ

(民主性と専門性と

盛り込まれた。

第一に議会の同意

育委員会と教育長の関係

の責任の所在をクローズアップさ 徒いじめ自殺事件は、 2011年の大津市中2男子生 改革論議の経緯

教育委員会

た

0) 倍首相に対して提言を行った。こ る検討が開始され、 年2月に教委制度の見直しに関す 教育再生実行会議では、 関する審議が行われてきた。まず 安倍内閣のもとで教委制度改革に る契機となった。 提言では主として以下の3点が 2012年末に発足した第2次 教委制度の見直しを進展させ 同年4月に安 2 0 1 3

呈しつつ推移してきた。その主要 政委員会制度に対する無理解を露

な論点は、 教育行政

首長と教育行政の関係

教育行政機構における教育

の民主性=

民意の反

行政制度改革論議は、

合議制の行

革を中心とした、今般の地方教育

教育委員会

(以下 **「**

「教委」)

改

に足のついた議論が求められる。 指揮・監督権のあり方)とい 律改正に至る残された期間に、 ついての関心が弱いといえる。 用実態やこれまでの制度改革史に 「然に扱うべき論点をも含めた地 調和)に偏った。現行制度の運 (議員)と教育行政の関係、 (論理的) に考えれば (とくに つ する事項を決定する際には、 ること、第三に教育行政の政治的 による教育事務執行へのチェック 割として、教育長に地方教育行政 を、 必要性が唱えられたことであ で審議を要するような制度措置 が教育の基本方針・教育内容に関 中立性を確保するために、 を行う機関として新たに位置づけ の方向性を示すとともに、教育長 位置づけること、第二に教委の役 のうえで首長が任命した教育長 地方教育行政の責任者として 教育長

中立性および教育行政の継続性が 要請された。中教審では、首長が 体的な制度設計についての検討が された教育長に地方教育行政の青 問した。ここでは実行会議で提案 後、 教育内容に関与する場合に政治的 政治的中立性を確保するための具 任を一元化する案と、 教育再生実行会議の提言の (以下「中教審」) 下村文科大臣は中央教育審議 に対して諮 教育行政 10 0 \mathbf{H}

> あり、 とめられ、 議論は分かれ、2案 するか教委を執行機関とするかで された。しかし首長を執行機関と 務執行の責任者とすることが提案 13年12月に中教審答申がとりま 一本化する議論は難航した。 る教育長に地方教育行政の責任を 念も出された。このような懸念も 確保できない場合があるという懸 が同答申で示された。 首長およびこれに任免され 教育長を教育行政の事 (改革案、 2 别 0

常勤の「代表教育委員(仮称) 与党から構成されるワーキング・ 法案を提出する見込みである。 視しつつ、 政権の枠組みを維持することを重 た。これを受け、 筋で合意を得たとの報道がなされ る案を下村文科大臣に提示し、 を新設し、首長に任免権を持たせ が教育長と教育委員長を統合した 委員会制度改革に関する小委員会 2月14日時点では、自民党の教育 グループが発足した。2014年 〈付記〉2014年に入り自公 同年3月の通常国会に 政府与党は連立 大